

○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法</p> <p>イ 指定通所介護の利用者の数（指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定通所介護の利用者の数及び指定介護予防通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費（小規模型通所介護費又は通常規模型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法</p> <p>イ 指定通所介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>
<p>厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準</p>
<p>厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法</p>	<p>厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法</p>
<p>介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第百十九条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。</p>	<p>介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第百十九条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。</p>
<p>指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居室サービス介護給付費単位数表（以下「指定居室サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例</p>	<p>指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居室サービス介護給付費単位数表（以下「指定居室サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例</p>

改正案	現行
<p>指定療養通所介護（指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居室サービス基準」という。）第百五条の二に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費（療養通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>指定療養通所介護（指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居室サービス基準」という。）第百五条の二に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費（療養通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>
<p>厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準</p>
<p>厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法</p>	<p>厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法</p>
<p>指定居室サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>指定居室サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>ハ 指定通所介護事業所の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費（小規模型通所介護費又は通常規模型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>ロ 指定通所介護事業所の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>
<p>厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準</p>
<p>厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法</p>	<p>厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法</p>
<p>指定居室サービス基準第九十三</p>	<p>指定居室サービス等の事業の人</p>
<p>指定居室サービス介護給付費単</p>	<p>指定居室サービス介護給付費単</p>

条に定める員数を置いていないこと。

位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

三 指定療養通所介護事業所（指定居宅サービス基準第百五条の四に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費（療養通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百五条の四に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法

イ 指定通所リハビリテーションの月平均の利用者の数（指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について

では、指定通所リハビリテーションの利用者の数及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法
施行規則第百二十条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法
指定居宅サービス基準第百十一条に定める員数を置いていない	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第九十三条に定める員数を置いていないこと。

位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法

イ 指定通所リハビリテーションの利用者の数（指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について

では、指定通所リハビリテーションの利用者の数及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法
施行規則第百二十条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法
指定居宅サービス基準第百十一条に定める員数を置いていない	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

こと。
十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法
イ 指定短期入所生活介護の月平均の利用者の数（指定居宅サービス基準第百二十一條第二項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所にあつては、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの人数の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	指定居宅サービス基準第百二十一條第二項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所にあつては、施行規則第百二十一條の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十條の四第一項第三号の規定による市町村が行つた措置によりやむを得
厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法	指定居宅サービス介護給付費單位数表の所定單位数に百分の七十を乗じて得た單位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

こと。
十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法
イ 指定短期入所生活介護の月平均の利用者の数（指定居宅サービス基準第百二十一條第二項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所にあつては、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの人数の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	指定居宅サービス基準第百二十一條第二項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所にあつては、施行規則第百二十一條の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十條の四第一項第三号の規定による市町村が行つた措置によりやむを得
厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法	指定居宅サービス介護給付費單位数表の所定單位数に百分の七十を乗じて得た單位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ず利用定員を超える場合又は指定居宅サービス介護給付費單位数表の8のホの緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合にあつては、利用定員に百分の百五を乗じて得た数（利用定員が四十を超える場合にあつては、利用定員に二を加えて得た数）を超えること。）。

指定居宅サービス基準第百二十一條第二項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所にあつては、施行規則第百二十一條の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの人数定員を超えること（老人福祉法第十條の四第一項第三号若しくは第十一條第一項第二号の規定による市町村が行つた措置、病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となつたことによりやむを得ず人定員を超える場合又は指定居宅サービス介護給付費單位数表の8のホの緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合にあつては、人定員の数に百分の百五を乗じて得た数（人定員が四十を

ず利用定員を超える場合にあつては、利用定員に百分の百五を乗じて得た数（利用定員が四十を超える場合にあつては、利用定員に二を加えて得た数）を超えること。）。

指定居宅サービス基準第百二十一條第二項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所にあつては、施行規則第百二十一條の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの人数定員を超えること（老人福祉法第十條の四第一項第三号又は第十一條第一項第二号の規定による市町村が行つた措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となつたことによりやむを得ず人定員を超える場合にあつては、人定員の数に百分の百五を乗じて得た数（人定員が四十を超える場合にあつては、人定員に二を加えて得た数）を超えること。）。

超える場合にあっては、人所属員に二を加えて得た数)を超えないこと。)

ロ 指定短期人生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数(当該指定短期人生活介護事業所が一部ユニット型指定短期人生活介護事業所(指定居室サービス基準第百四十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期人生活介護事業所をいう。以下同じ。)である場合にあっては、当該指定短期人生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期人生活介護事業所のユニット部分(指定居室サービス基準第百四十条の十五に規定するユニット部分をいう。二において同じ。))以外の部分に係る指定居室サービス基準第百二十一条に定める介護職員又は看護職員の員数)が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期人生活介護費(単独型短期人生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期人生活介護費の算定方法
指定居室サービス基準第百二十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居室サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ 指定短期人生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合(当該指定

ロ 指定短期人生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数(当該指定短期人生活介護事業所が一部ユニット型指定短期人生活介護事業所(指定居室サービス基準第百四十条の十六に規定する一部ユニット型指定短期人生活介護事業所をいう。以下同じ。)である場合にあっては、当該指定短期人生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期人生活介護事業所のユニット部分(指定居室サービス基準第百四十条の十五に規定するユニット部分をいう。二において同じ。))以外の部分に係る指定居室サービス基準第百二十一条に定める介護職員又は看護職員の員数)が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期人生活介護費(単独型短期人生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期人生活介護費の算定方法
指定居室サービス基準第百二十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居室サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ 指定短期人生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合(当該指定

短期人生活介護事業所が併設事業所であって、その併設本施設(指定居室サービス基準第百二十四条第三項に規定する併設本施設をいう。ホにおいて同じ。))が一部ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。))第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))である場合にあっては、当該特別養護老人ホームのユニット部分(特別養護老人ホーム基準第四十四条に規定するユニット部分をいう。ホ及び第十六号において同じ。))以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期人生活介護事業所が指定居室サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。))における短期人生活介護費(併設型短期人生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期人生活介護費の算定方法
指定居室サービス基準第百二十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居室サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ニ 指定短期人生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数

短期人生活介護事業所が併設事業所であって、その併設本施設(指定居室サービス基準第百二十四条第三項に規定する併設本施設をいう。ホにおいて同じ。))が一部ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。))第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))である場合にあっては、当該特別養護老人ホームのユニット部分(特別養護老人ホーム基準第四十四条に規定するユニット部分をいう。ホにおいて同じ。))以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期人生活介護事業所が指定居室サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。))における短期人生活介護費(併設型短期人生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期人生活介護費の算定方法
指定居室サービス基準第百二十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居室サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ニ 指定短期人生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数

(当該指定短期人生活介護事業所が一部ユニット型指定短期人生活介護事業所である場合) 又は、当該指定短期人生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期人生活介護事業所のユニット部分に係る指定居室サービス基準第百二十一条に定める介護職員又は看護職員の員数) が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期人生活介護費(単独型ユニット型短期人生活介護費に限る。) については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期人生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと	指定居室サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ホ 指定短期人生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合(当該指定短期人生活介護事業所が併設事業所であって、その併設本施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合) 又は、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期人生活介護事業所が指定居室サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合) においては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。) における短期人生活介護費(

(当該指定短期人生活介護事業所が一部ユニット型指定短期人生活介護事業所である場合) 又は、当該指定短期人生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期人生活介護事業所のユニット部分に係る指定居室サービス基準第百二十一条に定める介護職員又は看護職員の員数) が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期人生活介護費(単独型ユニット型短期人生活介護費に限る。) については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期人生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと	指定居室サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ホ 指定短期人生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合(当該指定短期人生活介護事業所が併設事業所であって、その併設本施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合) 又は、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期人生活介護事業所が指定居室サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合) においては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。) における短期人生活介護費(

併設型ユニット型短期人生活介護費に限る。) については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期人生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと	指定居室サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

併設型ユニット型短期人生活介護費に限る。) については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期人生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと	指定居室サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定短期人生活介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法
(1) 指定短期人生活介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期人生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が施行規則第百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した	指定居室サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定短期人生活介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法
(1) 指定短期人生活介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期人生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が施行規則第百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した	指定居室サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

入所者の定員（指定居室サービス介護給付費単位数表9イ(6)に規定する緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合にあつては、定員に百分の百五を乗じて得た数）を超えること。

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（介護老人保健施設短期入所療養介護費及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定居室サービス基準第百四十二条に定める員数を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所（指定居室サービス基準第百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては、指定居室サービス基準第百四十二条に定める員数の	指定居室サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定介護老人保健施設短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

入所者の定員を超えること。
用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（介護老人保健施設短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定居室サービス基準第百四十二条に定める員数を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所（指定居室サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては、指定居室サービス基準第百四十二条に定める員数の医師、	指定居室サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分（指定居室サービス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定居室サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）

(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定居室サービス基準第百四十二条に定める員数を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居室	指定居室サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定介護老人保健施設短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用

理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分（指定居室サービス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定居室サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）

(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定居室サービス基準第百四十二条に定める員数を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居室	指定居室サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基

サービス基準第百四十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法
 (1) 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定短期入所療養介護を行う病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員（指定居宅サービス介護給付費単位数表9ロ(6)又はニ(6)に規定する緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合にあつては、入院患者の定員に百分の百五を	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

サービス基準第百四十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

準の例により算定する。

ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法
 (1) 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定短期入所療養介護を行う病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

乗じて得た数)を超えること。

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費並びに認知症疾患型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、	指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費及び認知症疾患型短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、	指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定居宅サービス基準第四百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。

指定居宅サービス基準第四百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定居宅サービス基準第四百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定居宅サービス基準第四百四十

指定居宅サービス基準第四百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。

指定居宅サービス基準第四百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定居宅サービス基準第四百四十

指定居宅サービス基準第四百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。

指定居宅サービス基準第四百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定居宅サービス基準第四百四十

指定居宅サービス基準第四百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。

指定居宅サービス基準第四百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定居宅サービス基準第四百四十

二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定居宅サービス基準第四百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第四百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場

位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患短期入所療養介護費の所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定居宅サービス基準第四百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第四百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場

位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

合にあっては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。

(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費並びにユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入	指定居宅サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患

合にあっては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。

(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及びユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期	指定居宅サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の

所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。

患型短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所療養介護

入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。

九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所療養介護

<p>事業所のユニット部分について、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。</p>	<p>指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあっては、当該指定短期人所療養介護事業所のユニット部分について、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期人所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期人所療養介護費に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期人所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期人所療養介護費から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>事業所のユニット部分について、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。</p>	<p>指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>、かつ、指定短期人所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期人所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）</p>	<p>、かつ、指定短期人所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期人所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）</p>	<p>、かつ、指定短期人所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期人所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）</p>	<p>、かつ、指定短期人所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期人所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）</p>
<p>厚生労働大臣が定める利用者数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める短期人所療養介護費の算定方法</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める短期人所療養介護費の算定方法</p>

指定短期人所療養介護を行う病室における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第百二十一条の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員（指定居宅サービス介護給付費単位数表9ハ(6)に規定する緊急短期人所ネットワーク加算を算定する場合にあつては、入院患者の定員に百分の百五を乗じて得た数）を超えること。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定短期人所療養介護を行う病室における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第百二十一条の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

五 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに認知症対応型共同生活介護費の算定方法

イ 指定認知症対応型共同生活介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準

厚生労働大臣が定める認知症対応型共同生活介護費の算定方法

施行規則第百二十三条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

五 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに認知症対応型共同生活介護費の算定方法

イ 指定認知症対応型共同生活介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める認知症対応型共同生活介護費の算定方法

厚生労働大臣が定める認知症対応型共同生活介護費の算定方法

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

五 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び特定施設入居者生活介護費の算定方法

イ 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入居者生活介護費（特定施設入居者生活介護費に限る。）については、表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める特定施設入居者生活介護費の算定方法

指定居宅サービス基準第百七十五条に定める員数を置いてい

六 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び特定施設入居者生活介護費の算定方法

指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入居者生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める特定施設入居者生活介護費の算定方法

指定居宅サービス基準第百七十五条に定める員数を置いてい

ロ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護従業者の員数の基準

厚生労働大臣が定める認知症対応型共同生活介護費の算定方法

指定居宅サービス基準第百五十七条に定める員数を置いてい

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

いこと。
十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 外部サービス利用型特定施設従業者（指定居宅サービス基準第九十二条の四に規定する外部サービス利用型特定施設従業者をいう。以下同じ。）の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入居者生活介護費（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める特定施設入居者生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第九十二条の四第一項に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに認知症対応型通所介護費の算定方法
イ 指定認知症対応型通所介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における認知症対応型通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

いこと。
十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める認知症対応型通所介護費の算定方法
施行規則第三十一条の三の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用員数を越えること。	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第三号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における認知症対応型通所介護費（認知症対応型通所介護費（i）又は認知症対応型通所介護費（ii）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める認知症対応型通所介護費の算定方法
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第六号）以下「指定地域密着	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービス

型サービス基準」という。)第
四十二条に定める員数を置いて
いないこと。

スに要する費用の額の算定に関
する基準の例により算定する。

ハ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護
職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合
における認知症対応型通所介護費(認知症対応型通所介護費
Ⅱ)に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより
算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員
又は介護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める認知症対
応型通所介護費の算定方法

指定地域密着型サービス基準第
四十五条に定める員数を置いて
いないこと。

指定地域密着型サービス介護給
付費単位数表の所定単位数に百
分の七十を乗じて得た単位数を
用いて、指定地域密着型サービ
スに要する費用の額の算定に関
する基準の例により算定する。

七 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び指定小規模多機能
型居宅介護従業者の員数の基準並びに小規模多機能型居宅介護費
の算定方法

イ 指定小規模多機能型居宅介護の登録者(指定地域密着型サー
ビス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ
。)の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における
小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げると
ころにより算定する。

厚生労働大臣が定める登録者の

厚生労働大臣が定める小規模多

数の基準

機能型居宅介護費の算定方法

指定地域密着型サービス基準第
百三十一条の四の規定に基づき
市町村長に提出した運営規程に
定められている登録定員を超え
ること。

指定地域密着型サービス介護給
付費単位数表の所定単位数に百
分の七十を乗じて得た単位数を
用いて、指定地域密着型サービ
スに要する費用の額の算定に関
する基準の例により算定する。

ロ 指定小規模多機能型通所介護事業所の小規模多機能型居宅介
護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する
場合における小規模多機能型居宅介護費については、同表の下
欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める指定小規
模多機能型居宅介護従業者の員
数の基準

厚生労働大臣が定める小規模多
機能型居宅介護費の算定方法

指定地域密着型サービス基準第
六十三条に定める員数を置いて
いないこと。

指定地域密着型サービス介護給
付費単位数表の所定単位数に百
分の七十を乗じて得た単位数を
用いて、指定地域密着型サービ
スに要する費用の額の算定に関
する基準の例により算定する。

八 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数
の基準並びに認知症対応型共同生活介護費の算定方法

イ 指定認知症対応型共同生活介護の利用者の数が次の表の上欄
に掲げる基準に該当する場合における認知症対応型共同生活介

護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める認知症対応型共同生活介護費の算定方法
施行規則第二百二十二条の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める認知症対応型共同生活介護費の算定方法
指定地域密着型サービス基準第九十条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

九 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び地域密着型特定施設入居者生活介護費の算定方法

指定地域密着型特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型特定施設入居者生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型特定施設入居者生活介護費の算定方法
指定地域密着型サービス基準第一百十条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに地域密着型介護福祉施設サービス費の算定方法
 イ 指定地域密着型介護老人福祉施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における地域密着型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入所者の数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型介護福祉施設サービス費の算定方法
施行規則第三百一条の七の規定に基づき市町村長に提出した	地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の

運営規程に定められている人所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一條第一項第二号の規定による市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことにより、人所定員を超えることが、やむを得ない場合にあつては人所定員の數に百分の百五を乗じて得た數（人所定員が四十を超える場合にあつては、人所定員に二を加えて得た數）を、当該地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期人生活介護事業所の施設を利用して地域密着型介護福祉施設サービスを提供することにより、人所定員を超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案してやむを得ない場合にあつては人所定員の數に百分の百五を乗じて得た數を超えること。）。

七十を乗じて得た單位數を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員數が次の表の上欄に掲げる員數の基準に該当する場合における地域密着型介護福祉施設サービス費及び経過的地域密着型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員數の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める地域密着型介護福祉施設サービス費の算定方法</p>
<p>指定地域密着型サービス基準第百三十一條に定める員數を置いていないこと（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第七十條に規定する一部ユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分（指定地域密着型サービス基準第七十一條に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定地域密着型サービス基準第百三十一條に定める員數の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）。</p>	<p>指定地域密着型サービス等介護給付費單位數表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定單位數に百分の七十を乗じて得た單位數を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

ハ 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員數が次の表の上欄に掲げる員數の基準に該当する場合におけるユニット型地域密着型介護福祉施設サービス

ス費及びユニット型経過的介護老人福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める地域密着型介護福祉施設サービス費の算定方法</p>
<p>常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いておらず、又は指定地域密着型サービス基準第三百三十一条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、指定地域密着型サービス基準第三百三十一条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない場合を含む。）</p>	<p>指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

十一 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法
 イ 指定介護老人福祉施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める入所者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法</p>
<p>施行規則第百三十四条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第二号の規定による市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことにより、入所定員を超えることが、やむを得ない場合にあつては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数（入所定員が四十を超える場合にあっては、入所定員に二を加えて得た数）を、当該介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所の施設を利用して介護福祉施設サービ</p>	<p>指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

七 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法
 イ 指定介護老人福祉施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める入所者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法</p>
<p>施行規則第百三十四条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第二号の規定による市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことにより、入所定員を超えることが、やむを得ない場合にあつては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数（入所定員が四十を超える場合にあっては、入所定員に二を加えて得た数）を、当該介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所の施設を利用して介護福祉施設サービ</p>	<p>指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表第一指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

スを提供することにより、入所定員を超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案してやむを得ない場合にあっては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超えること。

ロ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）

厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法

指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に

以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設基準第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設のユニット部分（指定介護老人福祉施設基準第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）。

百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

スを提供することにより、入所定員を超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案してやむを得ない場合にあっては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超えること。

ロ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条」とあるのは「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第三十号）附則第二条第一項に規定する小規模施設については、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第六号を除く。）とする。」

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）

厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法

指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に

以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設基準第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設のユニット部分（指定介護老人福祉施設基準第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）。

百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定介護老人福祉施設基準第二条」とあるのは、「指定介護老人福祉施設基準第二条（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第一項に規定する小規模施設については、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第六号を除く。）とする。」

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護保健施設サ―ビス費の算定方法</p>	<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護保健施設サ―ビス費の算定方法</p>
<p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第二条に定める員数を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。以下この号において同じ。）である場合にあっては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分（介護老人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。</p>	<p>指定施設サ―ビス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サ―ビス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第二条に定める員数を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。以下この号において同じ。）である場合にあっては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分（介護老人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。</p>	<p>指定施設サ―ビス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サ―ビス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

ハ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護保健施設サ―ビス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護保健施設サ―ビス費の算定方法</p>
<p>常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに、以上の看護職員若しくは介護職員の数を置いておらず、又は介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあっては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、作</p>	<p>指定施設サ―ビス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サ―ビス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

ハ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護保健施設サ―ビス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「介護老人保健施設基準第二条」とあるのは「介護老人保健施設基準第二条（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第一項に規定する小規模施設については、介護老人保健施設基準第二条第一項第七号を除く。）」とする。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護保健施設サ―ビス費の算定方法</p>
<p>常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに、以上の看護職員若しくは介護職員の数を置いておらず、又は介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあっては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作</p>	<p>指定施設サ―ビス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サ―ビス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

業療法士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該介護老人保健施設のユニット部分の同居者の数の合計数が三又はその端数を増すことにより上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。）

十三 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

(1) 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
施行規則第百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

の例により算定する。

(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定め	指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

業療法士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該介護老人保健施設のユニット部分の同居者の数の合計数が三又はその端数を増すことにより上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。）

九 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

(1) 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
施行規則第百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

の例により算定する。

(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第三十二号）附則第二条の規定の適用を受けて介護支援専門員を属さない指定介護療養型医療施設に係る介護療養施設サービス費については、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中介護支援専門員の員数の基準は、適用しない。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定め	指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

る員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分（指定介護療養型医療施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分については、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。）。

指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専

る員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分（指定介護療養型医療施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分については、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。）。

指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専

門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分については、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。

指定介護療養施設サービスを行う病棟に指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定介護療養型

門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分については、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。

指定介護療養施設サービスを行う病棟に指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定介護療養型

指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

<p>医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。）</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いておらず、当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める基準の例により算定する。</p>
---	--

<p>医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。）</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いておらず、当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める基準の例により算定する。</p>
---	--

<p>に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いておらず、当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合を含む。）</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型療養型介護療養施設サービス費の算定方法</p>
--	--

<p>に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いておらず、当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合を含む。）</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型療養型介護療養施設サービス費の算定方法</p>
--	--

<p>(3) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>
--	--

<p>(3) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条の規定の適用を受けて介護支援専門員を置かないユニット型指定介護療養型医療施設に係るユニット型介護療養施設サービス費については、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中介護支援専門員の員数の基準は、適用しない。</p>	<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>
---	--

<p>療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外のユニット型指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。</p>	<p>介護療養施設サービス費又はユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外のユニット型指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。</p>	<p>介護療養施設サービス費又はユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

十四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防通所介護費の算定方法

イ 指定介護予防通所介護の月平均の利用者の数(指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防通所介護の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法
施行規則第四百十条の七の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第一号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定介護予防通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第 号、以下「指定介護予防サービス基準」という。)第九十七条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十五 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防通所リハビリテーションの算定方法

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所リハビリテーション費の算定方法
--------------------	---------------------------------

施行規則第四百十條の七の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所リハビリテーション費の算定方法
指定介護予防サービス基準第一百七条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護予防短期入所生活介護費の算定方法
 イ 指定介護予防短期入所生活介護の月平均の利用者の数（指定介護予防サービス基準第二百二十九条の規定の適用を受ける指定

介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第二百二十九条の規定の適用を受けない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、施行規則第四百十條の九の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第三十條の四第一項第三号の規定による市町村が行つた措置によりやむを得ず利用定員を超える場合にあつては、利用定員に百分の百五を乗じて得た数（利用定員が四十を超える場合にあつては、利用定員に二を加えて得た数）を超えること。）。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定介護予防サービス基準第二百二十九条の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護	

事業所にあつては、施行規則第百四十条の九の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの人数員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一号第一項第二号の規定による市町村が行つた措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となつたことによりやむを得ず入所定員を超える場合にあつては、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数（入所定員が四十を超える場合にあつては、入所定員に二を加えて得た数）を超えること。）。

ロ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス基準第百六十八条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第百六十九条に規定するユニット部分をいう。二において同じ。）以外の部分に係る指定介護予防サービス基準第百三十一条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費（単

独立介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百二十九条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に關する基準の例により算定する。

ハ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本施設（指定介護予防サービス基準第百三十二条に規定する併設本施設をいう。ホにおいて同じ。）が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分については、当該特別養護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。）における介護予防短期入所生活介護費（併設型指定介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百二十九条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る指定介護予防サービス基準第百二十九条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費（単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する

ホ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。）における短期入所生活介護費（併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が施行規則第四百十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した入所者の定員を超えること。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百	指定介護予防サービス介護給付

九十二条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防サービス基準第百九十二条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第百二十五条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げると

ころにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第九十二条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあっては、指定介護予防サービス基準第九十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟における指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第四百四十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅲ又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲの所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービス基

準第九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期人所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定介護予防短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期人所療養介護事業所である場合にあつては、指定介護予防サ―ビス基準第九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期人所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。）。

指定介護予防サ―ビス基準第九十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定介護予防短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該

に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定介護予防短期人所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定介護予防サ―ビス基準第九十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定介護予防サ―ビス基準第九十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定介護予防短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期人所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定介護予防サ―ビス基準第九十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期人所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出したものにおいて

指定介護予防サ―ビス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サ―ビスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定介護予防サ―ビス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定介護予防サ

指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型

サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

知症疾患型介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部</p>	<p>厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法</p> <p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
--	--

分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。)

指定介護予防サ―ビス基準第百九十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと(当該指定介護予防短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防介護予防短期人所療養介護事業所のユニット部分について、指定介護予防サ―ビス基準第百九十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。)

指定介護予防サ―ビス基準第百九十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと(当該指定介護予防短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期人所療

指定介護予防サ―ビス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サ―ビスに要する費用の額に算定する。

養介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期人所療養介護事業所のユニット部分について、指定介護予防サ―ビス基準第百九十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。)

関する基準の例により算定する。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期人所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護予防サ―ビス基準第百九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護

指定介護予防サ―ビス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定介護予防サ―ビスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

予防介護予防短期人所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと(当該指定介護予防短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期人所療養介護事業所である場合にあつては、指定介護予防サ―ビス基準第百九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を

置いておらず、かつ、当該指定介護予防介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。

ハ 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護予防短期入所療養介護費の算定方法指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防短期入所療養介護を行う病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第四百十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。	指定介護予防サービスマン介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスマンに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十八 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び介護予防

特定施設入居者生活介護費の算定方法

イ 指定特定施設の見護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防特定施設入居者生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防特定施設入居者生活介護費の算定方法
指定介護予防サービスマン基準第一百四十一条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービスマン介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスマンに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 外部サービスマン利用型介護予防特定施設従業者（指定介護予防サービスマン基準第二百六十四条に規定する外部サービスマン利用型介護予防特定施設従業者をいう。以下同じ。）の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防特定施設入居者生活介護費（外部サービスマン利用型介護予防特定施設入居者生活介護費の外部サービスマン利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービスマン費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める外部サービスマン利用型介護予防特定施設従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防特定施設入居者生活介護費の算定方法
--	---------------------------------

指定介護予防サービス基準第二百六十四条に定める員数を置いていないこと。

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十九 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法
 イ 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防認知症対応型通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法
<p>施行規則第四百十条の二十の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第 号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要</p>

する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防認知症対応型通所介護費（介護予防認知症対応型通所介護費（i）又は介護予防認知症対応型通所介護費（ii）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準</p> <p>指定地域密着型介護予防サービス基準第七条に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法</p> <p>指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
---	---

ハ 共用型指定認知症対応型介護予防通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における認知症対応型通所介護費（介護予防認知症対応型通所介護費（ii）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定</p>
-----------------------------------	-------------------------------------

<p>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第八条に定める員数を置いていること。</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービスの介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>方法</p>
---	--	-----------

<p>二十 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準並びに介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法</p> <p>イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービスの介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスの登録者の数の基準及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法</p>	<p>厚生労働大臣が定める登録者の数の基準</p> <p>施行規則第四百四十一条の二十一の規定に基づき市町村に提出した運営規程に定められる登録定員を超えること。</p>
--	---	--

<p>ロ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>厚生労働大臣が定める指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準</p> <p>指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める員数を置いていること。</p>
---	---	--

<p>二十一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法</p> <p>イ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービスの介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
--	--

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法</p>
<p>施行規則第四百四十条の二十二の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>ロ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	
<p>厚生労働大臣が定める介護従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法</p>
<p>指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>